

輪島市監査公表第 10 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成27年2月16日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年2月6日（金）教育委員会学校教育課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○各小・中学校の安全対策について、学習指導上一般的に扱われている薬品（劇物等）の日常管理については、かねてからその徹底をお願いしていたところです。今年度2校の現地監査時では、薬品使用簿・記録ノートを備え、使用量の記載はされ改善の兆しが見受けられたが、今後、様式の統一（薬品購入日と薬品の量・使用年月日・使用量・在庫量・使用者・責任者（校長）が確認）を図り、管理体制強化で適正に管理されることを望む。また、地震、その他の衝撃などによる危険性（転倒防止措置）についても配慮されることも併せ、各学校への指導をお願いします。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。